

徳島県告示第五百十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、令和五年徳島県告示第七十八号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定する件）により指定した同項に規定する形質変更時要届出区域の一部について同条第一項の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
小松島市和田津開町字北三九九番の一部（次の図のとおり）
- 二 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）